

船舶の消防設備の基準を定める告示等の一部を改正する告示案新旧対照条文

- 船舶の消防設備の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十六号）（第一条関係）……………1
- 航海用具の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十二号）（第二条関係）……………5
- 船舶の防火構造の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十八号）（第三条関係）……………5
- 船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十号）（附則第五条関係）……………6

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 消防設備の要件</p> <p>第一節～第四節（略）</p> <p>第五節 固定式加圧水噴霧装置（第十五条）</p> <p>第五節の二 固定式水系消火装置（第十五条の二）</p> <p>第六節～第十四節（略）</p> <p>第三章（略）</p> <p>第二節 固定式鎮火性ガス消火装置</p> <p>（炭酸ガスを消火剤として使用する固定式鎮火性ガス消火装置）</p> <p>第十条 炭酸ガスを消火剤として使用する固定式鎮火性ガス消火装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。</p> <p>一 ガスを送るため必要な管は、次に掲げる要件に適合するものであること。</p> <p>イ～ロ（略）</p> <p>ハ コンテナその他のばら積み以外の方法で貨物として輸送される一般貨物を積載する区域にガスを送るものにあつては、必要なガスの量の三分の二を十分以内に当該区域内の一の場所に放出することができること。</p> <p>ニ 固体貨物をばら積みする貨物区域にガスを送るものにあつては、必要なガスの量の三分の二を二十分以内に当該区域内の一の場所に放出することができること。</p> <p>ホ ロールオン・ロールオフ貨物区域又はロールオン・ロールオフ貨物区域以外の貨物区域であつて自走用の燃料を有する自動車（</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 消防設備の要件</p> <p>第一節～第四節（略）</p> <p>第五節 固定式加圧水噴霧装置（第十五条）</p> <p>（新設）</p> <p>第六節～第十四節（略）</p> <p>第三章（略）</p> <p>第二節 固定式鎮火性ガス消火装置</p> <p>（炭酸ガスを消火剤として使用する固定式鎮火性ガス消火装置）</p> <p>第十条 炭酸ガスを消火剤として使用する固定式鎮火性ガス消火装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。</p> <p>一 ガスを送るため必要な管は、次に掲げる要件に適合するものであること。</p> <p>イ～ロ（略）</p> <p>（新設）</p> <p>ハ ロールオン・ロールオフ貨物区域又はロールオン・ロールオフ貨物区域以外の貨物区域であつて自走用の燃料を有する自動車（</p>

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第九号の自動車をいう。以下同じ。）を積載するもの（以下「ロールオン・ロールオフ貨物区域等」という。）（密閉できるものに限る。以下この号及び次条第一項において同じ。）にガスを送るものにあつては、必要なガスの量の三分の二を十分以内にロールオン・ロールオフ貨物区域等内の一の場所に放出することができること。

ヘ 機関区域又はポンプ室にガスを送るものにあつては、必要なガスの量の八十五パーセントを二分以内にそれぞれ機関区域内の一の場所又はポンプ室に放出することができること。

ト 制御弁により閉鎖状態となる管の部分には、圧力逃し弁を備え、その弁からの排気が船外に導かれるものであること。

チ 管及び関連する装置は適切に固定されていること。

二 (略)

三 制御装置は、次に掲げる要件に適合するものであること。

イ 〱ハ (略)

二 貨物区域に炭酸ガスを放出するものにあつては、貨物の積載の状態に応じて、炭酸ガスの放出量を、管海官庁が適当と認める量に調整できるものであること。

2 (略)

第五節の二 固定式水系消火装置

(固定式水系消火装置)

第十五条の二 固定式水系消火装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一 清水又は海水（消火能力を強化するための薬剤を添加したものを含む。）を送るため必要な管は、次に掲げる要件に適合するものであること。

イ 管が導かれる区画室を明白に示す標示をし、かつ、圧力計が取り付けられた制御弁が取り付けられていること。

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第九号の自動車をいう。以下同じ。）を積載するもの（以下「ロールオン・ロールオフ貨物区域等」という。）（密閉できるものに限る。以下この号及び次条第一項において同じ。）にガスを送るものにあつては、必要なガスの量の三分の二を十分以内にロールオン・ロールオフ貨物区域等内の一の場所に放出することができること。

二 機関区域又はポンプ室にガスを送るものにあつては、必要なガスの量の八十五パーセントを二分以内にそれぞれ機関区域内の一の場所又はポンプ室に放出することができること。

ホ 制御弁により閉鎖状態となる管の部分には、圧力逃し弁を備え、その弁からの排気が船外に導かれるものであること。

ヘ 管及び関連する装置は適切に固定されていること。

二 (略)

三 制御装置は、次に掲げる要件に適合するものであること。

イ 〱ハ (略)

二 (新設) 貨物区域に炭酸ガスを放出するものにあつては、貨物の積載の状態に応じて、炭酸ガスの放出量を、管海官庁が適当と認める量に調整できるものであること。

2 (略)

(新設)

ロ 適当なドレン抜き装置が備え付けられていること。

二 前号の要件のほか、ロールオン・ロールオフ貨物区域等の火災を効果的に消火するために管海官庁が適当と認めるものであること。

#### 第七節 固定式甲板泡装置

##### (固定式甲板泡装置)

第十七条 固定式甲板泡装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならぬ。

一 各モニターは、第七号の泡溶液の供給率における泡の放出率の五十パーセント以上の放出率で泡を放出することができるものであること。

二 各モニターは、第七号の泡溶液の供給率における泡の放出率の五十パーセント以上の放出率で泡を放出することができるものであること。

三 持運び式発泡ノズルは、次の要件に適合するものであること。

イ (略)

ロ 毎分四百リットルの泡溶液の供給率における泡の放出率（第三号ただし書の規定に基づきモニターを設置しない場合にあつては、第七号の泡溶液の供給率における泡の放出率の二十五パーセントの放出率又は毎分四百リットルの泡溶液の供給率における泡の放出率のいずれか大きい方の放出率）以上の放出率で泡を放出することができること。ただし、管海官庁が当該船舶の構造等を考慮して差し支えないと認める場合には、管海官庁が適当と認める放出率とすることができる。

ハ 二 (略)

六 (略)

(削除)

七 泡溶液の供給率は、次に掲げる率のうち最も大きい率以上の率であること。

イ 八 (略)

八 泡原液の量は、前号の供給率で三十分（近海区域、沿海区域若しくは平水区域を航行区域とする総トン数二千トン未満の第四種船（

#### 第七節 固定式甲板泡装置

##### (固定式甲板泡装置)

第十七条 固定式甲板泡装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならぬ。

一 各モニターは、第八号の泡溶液の供給率における泡の放出率の五十パーセント以上の放出率で泡を放出することができるものであること。

二 各モニターは、第八号の泡溶液の供給率における泡の放出率の五十パーセント以上の放出率で泡を放出することができるものであること。

三 持運び式発泡ノズルは、次の要件に適合するものであること。

イ (略)

ロ 毎分四百リットルの泡溶液の供給率における泡の放出率（第三号ただし書の規定に基づきモニターを設置しない場合にあつては、第八号の泡溶液の供給率における泡の放出率の二十五パーセントの放出率又は毎分四百リットルの泡溶液の供給率における泡の放出率のいずれか大きい方の放出率）以上の放出率で泡を放出することができること。ただし、管海官庁が当該船舶の構造等を考慮して差し支えないと認める場合には、管海官庁が適当と認める放出率とすることができる。

ハ 二 (略)

六 (略)

七 泡の膨脹率は、十二倍以下であること。

八 泡溶液の供給率は、次に掲げる率のうち最も大きい率以上の率であること。

イ 八 (略)

九 泡原液の量は、前号の供給率で三十分（近海区域、沿海区域若しくは平水区域を航行区域とする総トン数二千トン未満の第四種船（

近海区域を航行区域とするものにあつては、限定近海船に限る。）  
又は規則第五十七条の規定に基づき固定式イナート・ガス装置を備え付ける船舶にあつては、二十分）以上泡を発生させるために十分な量であること。ただし、第四条の送水管に連結している場合には、管海官庁が適当と認める追加の量の泡原液を備えなければならぬ。

九 泡原液は一種類のみとし、最も多く運送する貨物に対し有効な泡原液を供給できるものであること。この場合において、泡による消火が適切でない貨物に対しては、管海官庁が適当と認める追加の措置を行うこと。

十 (略)

(個人装具)

第三十一条 個人装具は、次に掲げるものにより構成されるものとする。

一 三 (略)

四 次に掲げる要件に適合する安全灯一個

イ 五 (略)

ニ 可燃性気体を含む空気中において使用されるものにあつては防爆型のものであること。

五 (略)

(呼吸具)

第三十二条 (略)

2 自蔵式呼吸具は、次に掲げる要件に適合するものでなければならぬ。

一 七 (略)

八 空気を供給する容器を使用する呼吸具にあつては、容器内の空気残量が二百リットルを下回る前に警告を行う可聴警報装置その他使用者に対して警告を行う装置を備え付けなければならない。

近海区域を航行区域とするものにあつては、限定近海船に限る。）  
又は規則第五十七条の規定に基づき固定式イナート・ガス装置を備え付ける船舶にあつては、二十分）以上泡を発生させるために十分な量であること。

(新設)

十 (略)

(個人装具)

第三十一条 個人装具は、次に掲げるものにより構成されるものとする。

一 三 (略)

四 次に掲げる要件に適合する安全灯一個

イ 五 (略)

ニ 可燃性気体を含む空気中において点滅する際に漏火しないこと。

五 (略)

(呼吸具)

第三十二条 (略)

2 自蔵式呼吸具は、次に掲げる要件に適合するものでなければならぬ。

一 七 (略)

(新設)

○ 航海用具の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十二号）（第二条関係）

改 正 案	現 行
<p>（船速距離計） 第二十一条（略）</p> <p>2 総トン数五〇、〇〇〇トン以上の船舶に係る規程第四百四十六条の二十五の告示で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一〜三（略）</p> <p>四 第一号及び前項第三号に掲げる装置は、それぞれ互いに独立したものとすること。</p>	<p>（船速距離計） 第二十一条（略）</p> <p>2 総トン数五〇、〇〇〇トン以上の船舶に係る規程第四百四十六条の二十五の告示で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一〜三（略）</p> <p>（新設）</p>

○ 船舶の防火構造の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十八号）（第三条関係）

改 正 案	現 行
<p>（火災時に安全帰港するための措置） 第四十六条の二 規則第五十六条の二の告示で定める装置等は、次に掲げるものとする。（当該装置等が設置されていない場合を除く。）</p> <p>一〜十二（略）</p> <p>十三 船舶消防設備規則第五条第七号に規定する自動スプリンクラ装置</p> <p>十四 船舶消防設備規則第五条第十号に規定する機関室局所消火装置</p> <p>十五 船舶消防設備規則第五条第十四号に規定する火災探知装置（位置識別機能付火災探知層に限る。）</p> <p>十六〜十八（略）</p>	<p>（火災時に安全帰港するための措置） 第四十六条の二 規則第五十六条の二の告示で定める装置等は、次に掲げるものとする。（当該装置等が設置されていない場合を除く。）</p> <p>一〜十二（略）</p> <p>十三 船舶消防設備規則第五条第六号に規定する自動スプリンクラ装置</p> <p>十四 船舶消防設備規則第五条第九号に規定する機関室局所消火装置</p> <p>十五 船舶消防設備規則第五条第十三号に規定する火災探知装置（位置識別機能付火災探知層に限る。）</p> <p>十六〜十八（略）</p>

別表第8（第二十三条、第三十九条関係）

別表第8（第二十三条、第三十九条関係）

<p>【改正案は別紙の通り】</p> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 表中肩文字「1」から「4」までが付されている場合は、それぞれ次に定めるとおりとする。</p> <p>イ〜二 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>別表第9 (第二十三条、第三十九条関係)</p> <p>【改正案は別紙の通り】</p> <p>備考</p> <p>別表第1の備考2及び4、別表第4の備考3並びに別表第8の備考1、2 (ハにかかる部分に限る。) 及び5の規定は、この表について準用する。</p>	<p>【改正案は別紙の通り】</p> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 表中肩文字「1」から「5」までが付されている場合は、それぞれ次に定めるとおりとする。</p> <p>イ〜二 (略)</p> <p>ホ 「5」気密に仕切ることができるとあり、かつA級仕切りと同様の保安全性を有する管海官庁が適当と認めるものでなければならぬ。</p> <p>別表第9 (第二十三条、第三十九条関係)</p> <p>【改正案は別紙の通り】</p> <p>備考</p> <p>別表第1の備考2及び4、別表第4の備考3並びに別表第8の備考1、2 (ハ及びホにかかる部分に限る。) 及び5の規定は、この表について準用する。</p>
<p>○ 船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示 (平成十四年国土交通省告示第五百十号) (附則第五条関係)</p> <p>改正案</p> <p>(非常用制御場所)</p> <p>第十一条 規程第二百二十二条の十二の告示で定める要件は、次の各号に掲げる設備のうち当該船舶に備え付けなければならないものの制御等をするための装置を有するものであることとする。ただし、管海官庁が当該船舶の設備等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。</p> <p>一〜十 (略)</p> <p>十一 船舶消防設備規則第五条第七号に規定する自動スプリンクラ装置</p>	<p>現行</p> <p>(非常用制御場所)</p> <p>第十一条 規程第二百二十二条の十二の告示で定める要件は、次の各号に掲げる設備のうち当該船舶に備え付けなければならないものの制御等をするための装置を有するものであることとする。ただし、管海官庁が当該船舶の設備等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。</p> <p>一〜十 (略)</p> <p>十一 船舶消防設備規則第五条第六号に規定する自動スプリンクラ装置</p>

十二 船舶消防設備規則第五條第十号に規定する機関室局所消火装置  
十三 船舶消防設備規則第五條第十四号に規定する火災探知装置（位置識別機能付火災探知装置に限る。）  
十四 船舶消防設備規則第五條第十五号に規定する手動火災警報装置

十二 船舶消防設備規則第五條第九号に規定する機関室局所消火装置  
十三 船舶消防設備規則第五條第十三号に規定する火災探知装置（位置識別機能付火災探知装置に限る。）  
十四 船舶消防設備規則第五條第十四号に規定する手動火災警報装置



場所	(1) 制御場所等	(2) 通路等	(3) 居住区域	(4) 階段等	(5) 火災の危険の少ない業務区域	(6) 特定機関区域	(7) 特定機関区域以外の機関区域	(8) 貨物区域	(9) 火災の危険の多い業務区域	(10) 開放された甲板上の場所等	(11) ロールオン・ロールオフ貨物区域等
	場所	A0 <sup>4</sup>	A0	B0	A0 B0	A0 B0 C	A0 A60	A0 A0 <sup>3</sup>	A0 A0 *	A0 <sup>3</sup> *	

場所	(1) 制御場所等	(2) 通路等	(3) 居住区域	(4) 階段等	(5) 火災の危険の少ない業務区域	(6) 特定機関区域	(7) 特定機関区域以外の機関区域	(8) 貨物区域	(9) 火災の危険の多い業務区域	(10) 開放された甲板上の場所等	(11) ロールオン・ロールオフ貨物区域等
	場所										
A30	A60	A30	A30	A30	A0	A0	A0	A0	A0	A0	(11) ロールオン・ロールオフ貨物区域等
	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	(10) 開放された甲板上の場所等
	A60	A0	A0	A0	A0	A60	A0	A0	A0 <sup>3</sup>		(9) 火災の危険の多い業務区域
	A60	A0	A0	A0	A0	A0	A0	*			(8) 貨物区域
	A15	A0	A0	A0	A0	A0	A0 <sup>3</sup>				(7) 特定機関区域以外の機関区域
	A60	A60	A60	A60	A60	*					(6) 特定機関区域
	A15	B0	B0	A0	B0	C					(5) 火災の危険の少ない業務区域
	A0	B0	B0	A0	B0						(4) 階段等
	A60	B0	C <sup>1,2</sup>								(3) 居住区域
	A0	C									(2) 通路等
	A0 <sup>4</sup>										(1) 制御場所等

(現行)  
別表第9

	(1) 制御場所等	(2) 通路等	(3) 居住区域	(4) 階段等	(5) 火災の危険の少ない業務区域	(6) 特定機関区域	(7) 特定機関区域以外の機関区域	(8) 貨物区域	(9) 火災の危険の多い業務区域	(10) 開放された甲板上の場所等	(11) ロールオン・ロールオフ貨物区域等	場所
場所												場所
A60	*	A60	A60	A15	A60	A15	A 0	A60	A 0	A 0		(1) 制御場所等
A30	*	A 0	A 0	A 0	A60	A 0	A 0	A 0	*	A 0		(2) 通路等
A30	*	A 0	A 0	A 0	A60	A 0	A 0	*	*	A 0		(3) 居住区域
A30	*	A 0	A 0	A 0	A60	A 0	*	A 0	A 0	A 0		(4) 階段等
A 0	*	A 0	A 0	A 0	A60	*	A 0	*	*	A 0		(5) 火災の危険の少ない業務区域
A60	*	A60	A 0	A 0	*	A60	A60	A60	A60	A60		(6) 特定機関区域
A 0	*	A 0	A 0	*	A60 <sup>2</sup>	A 0	A 0	A 0	A 0	A 0		(7) 特定機関区域以外の機関区域
A 0	*	A 0	*	A 0	A30	A 0	A 0	A 0	A 0	A 0		(8) 貨物区域
A30	*	A 0 <sup>3</sup>	A 0	A 0	A60	A 0	A 0	A 0	A 0	A 0		(9) 火災の危険の多い業務区域
*		*	*	*	*	*	*	*	*	*		(10) 開放された甲板上の場所等
* <sub>5</sub>	*	A30	A 0	A 0	A60	A 0	A30	A30	A30	A60		(11) ロールオン・ロールオフ貨物区域等

場所	(1) 制御場所等	(2) 通路等	(3) 居住区域	(4) 階段等	(5) 火災の危険の少ない業務区域	(6) 特定機関区域	(7) 特定機関区域以外の機関区域	(8) 貨物区域	(9) 火災の危険の多い業務区域	(10) 開放された甲板上の場所等	(11) ロールオン・ロールオフ貨物区域等
場所	(1) 制御場所等	(2) 通路等	(3) 居住区域	(4) 階段等	(5) 火災の危険の少ない業務区域	(6) 特定機関区域	(7) 特定機関区域以外の機関区域	(8) 貨物区域	(9) 火災の危険の多い業務区域	(10) 開放された甲板上の場所等	(11) ロールオン・ロールオフ貨物区域等
A60	*	A60	A60	A15	A60	A15	A0	A60	A0	A0	(1) 制御場所等
A30	*	A0	A0	A0	A60	A0	A0	A0	*	A0	(2) 通路等
A30	*	A0	A0	A0	A60	A0	A0	*	*	A0	(3) 居住区域
A30	*	A0	A0	A0	A60	A0	*	A0	A0	A0	(4) 階段等
A0	*	A0	A0	A0	A60	*	A0	*	*	A0	(5) 火災の危険の少ない業務区域
A60	*	A60	A0	A0	*	A60	A60	A60	A60	A60	(6) 特定機関区域
A0	*	A0	A0	*	A60 <sup>2</sup>	A0	A0	A0	A0	A0	(7) 特定機関区域以外の機関区域
A0	*	A0	*	A0	A30	A0	A0	A0	A0	A0	(8) 貨物区域
A30	*	A0 <sup>3</sup>	A0	A0	A60	A0	A0	A0	A0	A0	(9) 火災の危険の多い業務区域
A0		*	*	*	*	*	*	*	*	*	(10) 開放された甲板上の場所等
A30	A0	A30	A0	A0	A60	A0	A30	A30	A30	A60	(11) ロールオン・ロールオフ貨物区域等

改正案	現行
<p>(船舶救命設備規則の規定の準用)                      第五十一条の六 船舶救命設備規則第八十条の二、第八十二条第一項、第二項及び第四項、第八十六条第一項並びに第九十六条の三第三項及び第四項の規定は、一般漁船について準用する。</p> <p>(消防員装具等)                      第五十一条の十二 (略)</p> <p>2 前項の規定により消防員装具を備え付ける漁船には、管海官庁が十分と認める数の防爆型の消防員用持運び式双方向無線電話装置を備え付けなければならない。</p>	<p>(船舶救命設備規則の規定の準用)                      第五十一条の六 船舶救命設備規則第八十条の二、第八十二条第一項、第二項及び第四項、第八十六条第一項並びに第九十六条の三第二項及び第三項の規定は、一般漁船について準用する。</p> <p>(消防員装具)                      第五十一条の十二 (略)</p> <p>(新設)</p>